

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和6年度 下建 第22号		
2	工 事 名	鏡第5污水管(5153号)築造工事		
3	工 事 場 所	八代市鏡町下村		
4	工 種	下水道工事		
5	工 事 概 要	施工延長L=31.0m、開削工(φ150)L=31.0m、小型マンホール工N=2箇所、ます設置工N=1箇所、表層工(t=5cm)A=126㎡		
6	契 約 金 額	¥4,532,000		
7	契 約 日	令和6年7月5日		
8	工 事 期 間	令和6年7月8日	～	令和6年10月9日
9	請 負 業 者	住 所	八代市鏡町芝口882-6	
		商 号 又 は 名 称	(株)真輝建設	
		代 表 者	代表取締役 浜田真吾	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、施工する下水道工事である。

今回、下水道認可区域内において下水道管未整備路線沿いに新築住宅1軒が建築予定であり、下水道への接続を希望している。下水道工事中は新築工事車両等の通行が困難となることから、新築工事着手前に下水道管の築造を行う必要がある。

また、新築住宅の工事着手時期については、令和6年10月下旬を予定していることから、10月上旬までに下水道工事を完了する必要がある。さらに、今回の施工範囲は地下水位が高く、老朽化した用水路と隣接しており、掘削部分への湧水、漏水が予測され、入札を実施すると10月上旬の完了に間に合わず、下水道受益者(建築主)の新築計画に影響を与えることが想定される。したがって、入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約を行うもの。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年9月17日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|-----------------|------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 土河災修 第1号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 麓川土砂撤去修繕 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市東片町 | | |
| 4 | 工 種 | 災害修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 土砂撤去 一式、土砂運搬 一式 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥1,999,800 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年7月16日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年6月26日 | ～ | 令和6年7月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市弥生町3-13 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)東営建設 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 山田洋平 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | | | |
| | 本件は、6月豪雨により、市管理の排水路に隣接する不知火幹線用水路、市道が被災した。用水路の被害拡大を防ぐために農地整備課にて麓川の土砂撤去を行っている。本課管理河川から麓川へ流出した土砂については排水路断面の閉塞の一因であることから、本課にて緊急に土砂撤去を行うもの。 | | | |
| | したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年9月17日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和6年度 農整災修 第1号		
2	工 事 名	麓川土砂撤去修繕		
3	工 事 場 所	八代市東片町、川田町西、川田町東		
4	工 種	土砂撤去工事		
5	工 事 概 要	施工延長L=1800m、土砂撤去V=385㎡、雑草除去A=2975㎡		
6	契 約 金 額	¥7,689,000		
7	契 約 日	令和6年7月16日		
8	工 事 期 間	令和6年6月28日	～	令和6年7月31日
9	請 負 業 者	住 所	八代市弥生町3-13	
		商 号 又 は 名 称	(株)東営建設	
		代 表 者	代表取締役 山田洋平	
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由			
	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号			
	本工事は、6月20日～21日豪雨災害により、市管理の排水路に隣接する幹線用水路が被災したため、被害拡大を防ぐため必要となる麓川の土砂撤去修繕である。本災害は、排水路内に滞留した雨水が用水路に圧力をかけ転倒させた。このことから、被害が拡大しないよう九州農政局より、目地補修が完了した後、直ちに排水路に滞留した原因となっている土砂を撤去を行うよう要請されてる。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。			

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和6年9月17日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--|------------------------|------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 下建排 第2号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 中央ポンプ場流入ゲートモータ更新工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市新開町2-10(中央ポンプ場) | | |
| 4 | 工 種 | モータ更新工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 形式:モータ(ブレーキ付)
電動機出力=5.5kW、周波数60Hz、電圧=三相220V、ブレーキ付、台数=4台 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥6,930,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年7月24日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年7月25日 | ～ | 令和6年10月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目15番6号 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)前澤エンジニアリングサービス九州営業所 | |
| | | 代 表 者 | 九州営業所 所長 石塚一博 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方公営企業法施行令第21条の13第6号 | | | |
| | 本件は中央ポンプ場の流入ゲートを開閉するためのバルブコントロールのモータを取替更新するものである。 | | | |
| | 対象機器であるモータはバルブコントロールの付帯設備であり、その点検及び修繕等については、その納入・施工業者である前澤工業株式会社九州支店の専属メンテナンス会社である前澤エンジニアリングサービスが行うこととなっている。仮に前澤エンジニアリングサービス以外の他社が主要部品の更新や修繕を行った場合、点検・修繕履歴の追跡ができなくなり、責任分界が不明瞭となることから機器故障の際にメーカー保証が受けられなくなり、現場の安全管理の面でのデメリットが想定され競争入札に付することが不利と認められることから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、(株)前澤エンジニアリングサービス九州営業所と随意契約するものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年9月17日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--|--------------------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 営工 第27号 | | |
| 2 | 工 事 名 | やつしろハーモニーホール舞台吊物巻上機取替工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市新町5番20号 | | |
| 4 | 工 種 | 昇降機設備工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 本件は、やつしろハーモニーホールの天井反射板2及び正面反射板昇降マシン取替を行うものである。 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥14,795,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年7月29日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年8月1日 | ～ | 令和7年1月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 広島市中区西川口町13-2 第一由元ビル101号 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)シンセイテクノ | |
| | | 代 表 者 | 執行役員 濱名優博 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | |
| | 本工事は舞台装置の一部を交換するものであり、既存設備との連動・整合や舞台機構全体の調整を図る必要がある。また、舞台吊物は普段から重量物を吊る事から、特殊な構造や設備の内容を把握してなければ、吊物落下の危険を伴い人身事故につながる恐れがある。そのため、機器の保守点検を委託している者且つ当該設備の構造を熟知し現場の状況等に精通しておく必要がある。さらには、本館は貸出中であるため短期間に適正な施工を確保し、設置後も安全且つ円滑な運営を必要とする。 | | | |
| | さらに、機器の入れ替えを他社に履行させた場合、責任分界点が発生し、工事期間中及び工事竣工後にトラブル発生時への対応が、機器メーカー、入れ替えを行った施工業者、メンテナンス業者の複数業者となる可能性があり、そのため、保障や復旧への対応が大幅に時間を要したり、更には、復旧が遅れることにより館の予約者等に莫大な補償金を払わなければならないことも予想される。 | | | |
| | 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、現在年3回定期保守点検を委託し、当館を熟知している株式会社シンセイテクノと契約を行うものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年9月17日